

# I 平成 25 年標本改正の概要

## 1 基本的な方針

平成25年標本改正では、母集団情報を直近の平成22年国勢調査に基づいたものとするが、基本的な標本設計については以下のとおりとし、平成20年標本改正から変更しない。

(1) 「二人以上の世帯」は、市町村を地方・都市階級などにより層化し、市町村、単位区、世帯を抽出単位とする層化3段抽出法を用いる。

ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。

○ 層数：168

○ 調査世帯数：8,076

ただし、東日本大震災により調査の実施が困難となった岩手県大槌町が含まれる小都市B・町村の東北1層については、同じ層内の市町村で調査の実施が可能となるまでの間、平成24年と同様1層と3層を合わせた中から2市町村を調査する。

イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）のそれぞれを1層とする。

都市階級別の調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
大都市	96以上
中都市	36
小都市A	24
小都市B・町村	12

注1) 都市階級

大都市：都道府県庁所在市以外の政令指定都市

中都市：大都市を除く人口15万以上の市

小都市A：人口5万以上15万未満の市

小都市B：人口5万未満の市

注2) 沖縄県には特例を設ける。

(2) 「単身世帯」は、実査上の問題により「二人以上の世帯」により抽出された調査単位区から抽出する。また、この調査単位区に加え、寮・寄宿舎を別途抽出する。なお、調査世帯数は745世帯とする。

## 2 「二人以上の世帯」の平成25年標本改正の詳細

### (1) 地方・都市階級区別の層数及び調査世帯数の変更

相模原市が中都市から大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）に移行したことにより、関東地方において、大都市の層を1つ追加し、相模原市を含んでいた中都市の層（従来の調査市町村：厚木市）を1つ減じた。これに伴い、都道府県庁所在市の調査世帯数について、抽出率の高い大阪市及び名古屋市より計60世帯を削減し、相模原市の調査世帯数は、厚木市の調査世帯数36と合わせ、大都市の最小調査世帯数である96とした（※大阪市及び名古屋市の抽出率を東京都区部並みに調整。）。

それ以外の地方・都市階級別の層（調査市町村数）数及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことから、変更しない。

表1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

平成20年標本改正			平成25年標本改正				
都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査 世帯数	層数		調査世帯数		
				増減		増減	
都道府県 庁所在市 (96)	47	5,052	47	0	4,992	-60	
大都市 (96)	4	384	5	1	480	96	
中都市 (36)	30	1,080	29	-1	1,044	-36	
小都市A (24)	45	1,056	45	0	1,056	0	
小都市B・町村 (12)	42	504	42	0	504	0	
計	168	8,076	168	0	8,076	0	

注) ( ) 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

### (2) 層化及び調査市町村の抽出

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないように、各層から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成20年標本改正時の数に比べて最小限にとどめるよう配慮し、後述する層化及び抽出方法により別表1のとおり層化し、調査市町村を抽出した。調査市町村などの変更は以下のとおりである。

## ① 調査市町村の変更

標本改正に伴い、平成24年12月で調査を終了及び平成25年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ10市町村である（表2）。

**表2 平成25年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧**

地 方	平成24年12月で調査を終了する市町村			平成25年1月から調査を開始する市町村		
	都道府県名	市町村名	都市階級 注)	都道府県名	市町村名	都市階級
関 東	14神奈川県	212厚木市	中都市	14神奈川県	150相模原市	大都市
	13東京都	213東村山市	小都市A	13東京都	219狛江市	小都市A
	09栃木県	203栃木市 (旧藤岡町)	小都市B・町村	09栃木県	301上三川町	小都市B・町村
東 海	23愛知県	207豊川市	小都市A	23愛知県	208津島市	小都市A
	23愛知県	209碧南市	小都市A	23愛知県	226尾張旭市	小都市A
	22静岡県	325函南町	小都市B・町村	22静岡県	225伊豆の国市	小都市B・町村
近 畿	28兵庫県	442市川町	小都市B・町村	28兵庫県	205洲本市	小都市B・町村
	29奈良県	342平群町	小都市B・町村	29奈良県	427河合町	小都市B・町村
中 国	34広島県	302府中町	小都市B・町村	34広島県	309坂町	小都市B・町村
四 国	36徳島県	342神山町	小都市B・町村	36徳島県	207美馬市	小都市B・町村
計	10			10		

注) 平成24年12月までの都市階級区分

## ② 調整係数

### ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層（那覇市）の抽出率（168/83326※）を乗じた値としている。最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層是那覇市であり、平成20年標本改正時から変更はない。

※平成20年標本改正時168/82205

### イ 調整係数の幅

平成25年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成20年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや小さくなり（35.5→32.6）、調整係数の幅が縮小している。各層の調整係数については、別表2に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成20年標本改正		平成25年標本改正
全 国	1.0 ～ 35.5	→	1.0 ～ 32.6
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ～ 14.3	→	1.0 ～ 14.6
中都市	2.8 ～ 22.4	→	2.7 ～ 20.6
小都市A	2.5 ～ 28.4	→	2.5 ～ 28.2
小都市B・町村	3.1 ～ 35.5	→	3.2 ～ 32.6

(3) 調査単位区

調査市町村に変更がない場合、標本改正による変更はない。

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

新たな調査市町村となった相模原市の調査単位区の交替月は、従来の調査市町村であった厚木市の調査単位区と、大阪市及び名古屋市の調査世帯削減に伴い調査を終了することとなった調査単位区の交替月を引き継ぐ。なお、大阪市及び名古屋市の調査を終了する単位区は、調査地域及び調査単位区の交替月が各市において偏らないように選定する。